入　札　公　告　書

　下記の役務について、企画提案型（プロポーザル）方式を執行しますので地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告します。

　令和８年１月３０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　橿原市長　亀田　忠彦

１　公募型プロポーザル広告に付する事項

* 業務名

橿原市立中学校休日部活動の地域展開に伴う地域クラブ運営業務委託

* 履行期間

契約締結日の翌日～令和９年３月３１日

* 業務内容
* 橿原市立中学校休日部活動の地域展開に伴う地域クラブ運営業務委託仕様書のとおり
* 業務の目的と概要

　令和4年12月、スポーツ庁および文化庁は、中学校の部活動における休日の地域移行について、「令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域連携と地域移行を進め、地域の実情に応じて、できる限り早期の実現を目指す。」と示した。これを受け、奈良県では令和8年度から、教員が指導する休日の部活動を廃止することを決定した。

橿原市（以下「発注者」とする。）においても、これらの方針を踏まえ、子どもたちの活動を守りながら、教員の持続可能な働き方を実現するため令和8年度から地域クラブ活動を開始する。本業務は、土日および祝日の教員による部活動指導を廃止し、地域クラブ活動の運営を委託することにより、地域全体で子どもたちを育てることを理念とし、段階的な地域展開を進めるものである。

２　提案資格

　本業務の公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次にあげる要件のすべてを満たすものとする。

* 当該年度の橿原市入札参加資格名簿の企画イベントに登録されている者。
* 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者又は同上第2項各号のいずれかに該当したために競争入札に参加させないこととした者ではないこと。
* 公告日から契約締結日まで、橿原市入札参加資格停止要綱（平成14年橿原市告示第208号）による資格停止措置を受けていない者であること。
* 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続の開始の申し立てをしていない者又は申し立てがなされていない者であること。
* 橿原市契約における暴力団排除に関する要綱（平成24年橿原市告示第175号）に基づく入札参加資格取消措置を受けていない者であること。
* 活動時に事故等トラブルが発生した場合において、迅速に対応できる体制を整えることができること。
* 橿原市内において、過去３年間（公告日を基準とする）で3回以上スポーツ・文化芸術活動のイベント等に関わった実績を有する者を配置ですることができること。

《スポーツ・文化芸術活動の教室等の実績》

　　配置する者の保有実績

３　参加方法

本プロポーザルに参加を希望する場合は、実施要領等を確認の上、必要書類を提出期限までに提出してください。当該案件の提案資格を確認した後に、「提案資格確認結果通知書」を各事業者のメールアドレスに送信します。

４　実施要領等必要書類の配布

* 配布期間

令和８年１月３０日（金）～

* 配布方法

以下のホームページよりダウンロードしてください。

橿原市ホームページ→事業者の方へ→入札・契約→入札・監査結果→橿原市入札・見積予報→プロポーザル案件【公募型】

５　問合せ先

〒６３４－００６５　奈良県橿原市畝傍町９－１　橿原市保健センター南館１階

橿原市　健康スポーツ部　スポーツ推進課

ＴＥＬ：０７４４－２９－８０１９（直通）

メールアドレス：[sports@city.kahihara.nara.jp](mailto:sports@city.kahihara.nara.jp)